

教育目標：**すすんで学ぶ子ども** **協力して責任を果たす子ども** **健康で心豊かな子ども（重点目標）**



地域運営学校（コミュニティ・スクール）

七小だより



八王子市立
第七小学校
令和8年(2026年)
5月14日(木)

あなたの
みも、
あるけるまも。
八王子

令和7年度 八王子市学校保健会学校保健 優良校
令和6年度 八王子市学校保健会学校保健 努力校

多面的な児童理解の促進～教科担任制～ 校長 ●●●●

令和8年度の学校経営計画の「5 今年度の取組目標と方策 ◎ 教育活動の目標と方策」の「(2) 学び合い、高め合うことができる学校」の中で「教科担任制」について触れています。教科担任制は第七小学校が今年度から本格的に取り組んでいる特色ある教育活動の一つです。

教科担任制に取り組むことで子供たちの学びに対する関心・意欲の向上や、複数の教員による多面的な児童理解の促進を図ります。発達段階に応じた指導体制を構築し、学年・専科のまとまりでより多面的・多角的な児童理解の促進を図ります。授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続等、児童の学力面や生活面の変容等についても有効であると考えています。

5 今年度の取組目標と方策 ◎ 教育活動の目標と方策 (2) 学び合い、高め合うことができる学校

- ➡ 児童にとり「できる喜び」「分かる楽しさ」を味わえる学校
- ➡ 教職員にとり、明るく、働き甲斐のある学校を創造するための方策

- 互いを信頼し尊敬し合うことで、温かい人間関係を醸成する。
- 研修を充実し教職員が、専門職としての力量を高める。
- 授業を広く公開し意見や悩みを素直に出し合い、互いに学び合う環境を整備する。
(OJT研修:一人1回以上実施) (ちよこっとOJT:全教員による授業参観。1回以上実施)
- 学級担任教師や専科教師の協力の下、充実した学年経営を推進する。
- 交換授業、合同授業、**教科担任制、副担任制**

習熟度別指導(少数担当+時間講師:展開数の多さ)等、多様な指導方法を積極的に実施する。

- 食育や健康安全教育を通して、健康でたくましい心身をもった児童を育てる。
(食育授業:担任・給食管理員等による指導を低学年中心に年1回以上実施)
- 体育・特別活動を通して、体を動かすことの楽しさを味わわせるとともに、全校で取り組む活動や休み時間の外遊びを奨励し、基礎的な体力を育成する。
- 「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」への取組とその調査結果を生かし、体力向上に向けた体育科の授業改善・工夫に取組、児童の健康と体力の向上を図る。
(長縄フェスタ:毎学期、走るんジャー:持久走、跳ぶんジャー:短縄跳び、運動委員会によるレンジャーランド等の取組)
- 学校図書館や公立図書館等の施設を積極的に活用したり、司書教諭、学校司書等と連携したりすることで年間を通じて児童の読書の質や量の向上を図る。

※ 第七小学校HP：R8 4月 第2号 学校だより(令和8年度 八王子市立第七小学校 学校経営計画)より一部抜粋

◎令和8年度、教科担任制は主として第4・5・6年生において取り組んでいます。
➡第4学年:理科・体育科・国語科(大単元)
➡第5学年:外国語科+書写・理科・社会科
➡第6学年:理科・社会(2クラスずつ)

◎副担任制
第1学年:家庭科担当
第2学年:少人数担当
第3学年:音楽科担当
第4学年:図画工作科担当



◎第4学年の授業風景です。国語科と理科と体育科を3人の教員で分担します。教科担任制です。子供たちの新しい一面を発見したり、同じ授業を3回行うことで、よりよい授業を行ったりすることができます。

◎第5学年の授業風景です。3人の担任が社会科、理科、外国語科+書写の教科の一つずつを受け持ちます。

◎第6学年の授業風景です。1・2組、3・4組で社会科と理科の教科担任制に取り組んでいます。



体罰防止に向けた取組！ 第七小学校

暴力的な指導（体罰）が未だに全国的な問題となっており、その根絶に向けた取組内容として、八王子市教育委員会から以下のような事柄に留意し指導の充実を図るよう、依頼がありました。

- 管理職から校内の全教職員に対し職員会議等で、教育公務員としてのサービスの根本基準及び職務上の義務等について指導する。
- 「体罰防止セルフチェックシート」を活用し、校長・副校長が回答内容を確認し、必要に応じて教職員に対して聞き取りを行うなど、対応を図る。また、自己申告に伴う面接等で教職員一人一人の体罰に関する意識について確認し、課題がある場合は指導する。
- 各校の体罰根絶に向けた方針に基づき、校内研修を活用し、教職員一人一人がその取組の意義や自己及び自校の状況について考える機会を設定する。

体罰について、第七小学校はこう考えます

第七小学校では体罰防止のために、以下のことに取り組んでいます。

- 1 全教職員でサービスの根本基準及び職務上の義務や禁止事項についての研修を各学期1回必ず行い、**日常のあらゆる機会において自覚を促す。**
- 2 毎月末に教員自身が1カ月を振り返り**「体罰防止セルフチェック」を行い**、副校長に提出する。校長・副校長は全教職員の回答を確認し、必要に応じて聞き取りを行うなど対応を図り、体罰等の未然防止に努める。
- 3 **各学期1回の全員面接（教職員）**で、体罰に関する意識について確認し、児童や保護者からの信頼を損なうことがないよう意識を高める。
- 4 生活指導部を中心として、課題を抱えた児童の指導に組織として対応し、教職員相互の協力体制を構築する。
- 5 配慮を要する児童に対しては、スクールカウンセラー・特別支援教室専門員・学校サポーター等と情報交換を密にし、情報を共有することで、一人一人の児童理解に努め、**組織として支援を進める。**
- 6 ふれあい月間等を活用し児童アンケートを実施する。回収後はアンケート内容を生活指導主任や管理職が確認し、児童から直接聞き取る等、迅速な対応を図る。

体罰は明治時代から法律で禁止され、現在は学校教育法第11条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものです。

体罰はどのような理由からも正当化できません。力によって児童に強制すると同時に、屈辱感を与え、心を深く傷つけます。

体罰の多くが教師の一時的感情にかられて行われる場合が多く、児童は屈辱感をもち、教師や学校への不信感を抱くことにもなります。体罰には、教育的効果がないばかりか、逆に児童と教師の信頼関係をこわし、それまでの教師の努力がすべて、むだになることも考えられます。

また、体罰は児童の意欲を奪い、「相手に言うことを聞かせるためには力を用いてもよいのだ」という暴力容認の考え方を植え付けることにもなります。本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある教師が、児童に暴力肯定の考え方をもちこたせてしまうことにつながり、さらに、いじめ、不登校、校内暴力等の原因となっているとの指摘もあります。

これらのことを常に自覚し、体罰を互いに許さない第七小学校の教職員集団として今後も児童の教育に取り組んでまいります。

教師から児童に向けての体罰だけでなく、児童相互や地域社会、家庭の中など、あらゆる場面での体罰・暴力をなくしていくために、家庭と学校が連携し、連絡を密に取り合いながら、子供たちを育てていきましょう。

子供たちは「私たちの大切な宝」なのであります。

いじめ防止基本方針！ 第七小学校

八王子市立第七小学校は、「いじめを許さないまち八王子条例」のもと、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」に従い、いじめの未然防止と根絶に対して全力で取り組むものとする。

1 いじめ問題に対する基本方針

- (1) 学校は児童にとって学びの場であり、人との関わりの中で、児童が認められ、今の自分に自信をもち、明日へのより良い生き方を求める場である。入学時・各年度の開始時に児童、保護者、地域、関係機関等に対して、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」及び「第七小学校いじめ防止基本方針」の内容について説明し、その未然防止・根絶等に取り組む。学校や学級に受容的、共感的、肯定的な雰囲気と、児童に規範意識を育てる厳しい指導がある時、児童にとって自分の成長を感じることができる生きがいのある学校となる。一人一人の児童理解の深化に努め、児童の自己肯定感を高める指導を継続し、帰属意識もてる温かい集団作りを行う。
- (2) 温かい集団作りに努める一方で、すべての教職員が「いじめは、絶対に許さない」「いじめほどの児童にも、どの学校においても起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。
万が一いじめが起きた場合は、加害児童の人格の成長を考えながら教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールソーシャルワーカー、警察や児童相談所・こども家庭センター等と連携し合い、当該児童が抱える問題の解決を図る。また、必要に応じて、学校サポートチームの協力を得て解決を進める。

2 主な取り組み

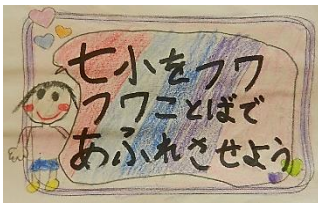
- (1) 保護者全体会を活用した「いじめ防止対策」の周知
 - ① 保護者全体会や学校だより等を活用し、第七小学校における「いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策委員会」について周知する。学校と家庭が密に連携し児童の小さな変化に敏感になり、迅速に対応できるようにする。
 - ② 「子ども見守りシート」の扱いについて、保護者会等の際に各担任から説明をする。また学校のホームページからダウンロードできること、学校からは対応策等について返事をすることについて周知する。
 - ③ 家庭と学校の連携の有効性を説き、保護者と学校が互いに責任をもつことで「いじめ防止」に取り組むことを説明する。
- (2) 道徳教育・キャリア教育・いじめ防止の授業等の充実
 - ① 「特別の教科 道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
 - ② 家庭や地域と連携し第七小学校の重点目標である「健康で心豊かな子ども」の育成に向け、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
 - ③ コミュニケーション能力の向上や体験を重視し安定した学級経営の下で教育活動を推進する。
 - ④ 児童会活動における活動等、たてわり班活動や児童集会での異学年交流活動等におけるキャリア教育や児童自身の主体的な参画により自己有用感を育てる。
 - ⑤ SOSの出し方に関する指導を全学年年間1回以上実施、いじめ防止に関する授業を全学年年間3回以上実施し、いじめの未然防止・早期発見・迅速対応を図る。
- (3) 未然防止や早期発見のための措置
 - ① 「いじめ対策委員会」（いじめ防止等の対策のための組織）は年度初めにいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直すとともに児童の情報を共有し組織的に対応する。
 - ② 「いじめ対策委員会」は毎週、火曜日（原則）の6校時に行う。各学年・学級から出された案件を中心に「いじめ対策委員会」で話し合う。「いじめ対策委員会」で話し合われたことは生活指導夕会（毎週金曜日）を活用し、全教職員で情報共有を行う。
 - ③ 新学期当初や長期休業期間開始直前の「生活指導全体会」等において、児童の情報提供・情報共有を行い、定期的に児童や保護者と連絡を取り合う。
 - ④ いじめ防止等のための取組における達成目標を学校評価の項目に設定（児童・保護者・地域アンケート）する。
 - ⑤ いじめ対策委員会の年間活動計画を作成する。年度末に当該年度の計画内容を見直し、年度当初に当該年度の活動計画の確認をする。 ※ 定期的な活動以外に、必要に応じて活動する。

- ⑥ 「ふれあい月間」等を通じて、いじめに関する児童アンケートを年間3回（各学期1回）実施する。またいじめ防止のためのチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ⑦ 教育相談週間を設け担任と児童一人一人が触れ合う時間をもち大人に相談できる環境をつくる。
- ⑧ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる（1学期：第5学年 2・3学期：第4・6学年）。
- ⑨ 東京都教育委員会「SOSの出し方（DVD）」「ふれあいメッセージ（ふれあい月間）」を活用し学級活動や道徳の時間で児童がいじめ問題について学び、主体的にいじめ問題を考え話し合う時間を定期的に設定したり、「スクールロイヤーによる校内研修（教職員対象）」を活用し教職員のいじめ防止への意識を高めたりする。
- ⑩ 「子ども見守りシート（ホームページからダウンロード）」を活用し、家庭と学校が連携して児童の些細な変化に気付き、迅速、的確、確実に対応を行う。
- ⑪ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、全校朝会での学校長講話（「いじめは絶対に許さない」等のメッセージ）、学級指導、特別の教科 道徳、HP・学校だより等を活用し家庭・地域との連携を図る。

【いじめ対策委員会：構成員】

校長、副校長、いじめ防止対策コーディネーター、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、専科主任、養護教諭、該当担任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等



1学期	主な内容	2学期	主な内容	3学期	主な内容
4月 5月	<ul style="list-style-type: none"> ➔各学級の実態把握 ➔<u>生活指導全体会</u> ➔いじめ防止基本方針の点検・見直し 	8月	<ul style="list-style-type: none"> ➔前期学校評価から課題・成果の確認 ➔必要に応じた対応 ➔<u>児童・保護者と連携</u> 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ➔後期学校評価から課題・成果の確認 ➔児童アンケート調査実施・実態把握。 ➔実態に基づく対応
6月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ➔八王子市いのちの大切さを共に考える日 ➔楽しい学校生活を送るためのアンケート調査QU（第5・6学年） ➔ふれあい月間（全校朝会・学級指導等） ➔ふれあいメッセージの作成（全学級） 校舎1階の北側廊下に掲示 ➔児童アンケート調査実施・実態把握。 ➔実態に基づく対応 ➔<u>学校生活等状況確認</u> ➔<u>民生・主任児童委員</u> <u>情報提供、情報共有</u> 	9月 10月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ➔ふれあい月間（全校朝会・学級指導等） ➔ふれあいメッセージの作成（全学級） <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ➔児童アンケート調査実施・実態把握。 ➔実態に基づく対応 ➔<u>学校生活等状況確認</u> ➔<u>民生・主任児童委員</u> <u>情報提供、情報共有</u> 	2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ➔<u>学校生活等状況確認</u> ➔<u>今年度の振り返り</u> ➔次年度に向けた取組を検討 ➔<u>民生・主任児童委員</u> <u>情報提供、情報共有</u>



スクールカウンセラーによる面談
（1学期：第5学年 2・3学期：第4・6学年）

通年

- ※ いじめ対策委員会開催（報告・連絡・相談・確認・記録）
- ※ いじめ対策委員会の報告・生活指導夕会（情報提供・情報共有）
- ※ 相談できる大人が1名以上いる体制づくり
- ※ 子ども見守りシート（第七小学校のホームページに掲載）の活用
- ※ SOSの出し方に関する指導（年1回以上）、いじめ防止の授業（年3回以上）
- ※ SNSによるネットトラブルの未然防止、適正なインターネット利用を図る情報モラル教育

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 児童への情報モラルの指導は毎年実施するセーフティ教室や学級指導等を活用し徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ③ SNS等によるネットトラブルの未然防止や適正なインターネット利用を図る情報モラル教育とSNS学校ルールの活用等を通して危機回避能力を育成し、適切なSNSの使い方を指導する。
- ④ 情報機器会社によるメディアリテラシーの出前授業を設定し保護者・地域に参観を呼びかける。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を迅速・徹底して行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめ対策委員会で協議し、一部の教職員が抱え込むことなく、組織的に問題解決する計画を立て、全教職員に周知する。
- (4) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する指導を行う。
- (5) 必要に応じて、学校サポートチームをはじめ、PTA等の保護者組織、地域の関係団体等と連携し対応をする。また犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査を連携して行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、保護者、PTA、学校サポートチーム等の関係諸機関（児童相談所・こども家庭センター等）と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

5 いじめを未然に防ぐために ～学校生活の安定・学校経営計画の具現化を図る～

- (1) 児童理解を基盤として、児童のよさを見出し、伸ばす指導の充実
 - ① 一人一人の児童理解の深化に努め、児童の些細な変化を見逃さない。また、児童の長所・小さな努力を見付けてほめ、自己肯定感を高める。
 - ② いじめや仲間外れのない帰属意識がもてる温かい集団づくりを行う。児童への声掛け、服装や持ち物、身体の様子、机の落書き等の点検など。
- (2) 基本的生活習慣の定着
 - ① 挨拶、返事、感謝・謝罪の言葉、言葉遣いなど、人と関わる上で必要な基本的な生活習慣の指導の徹底を図る。美しい日本語を使う意味を考え、大切にしようとする態度を育て、実践を積み上げる。また朝の挨拶運動（たてわり班主体：各学期1回）を通して、学校内や地域で気持ちのよい挨拶や言葉掛けができるようにしていく。
 - ② いじめ防止集会（児童代表委員会）、ふれあいメッセージ（全校児童）など、児童主体のいじめ防止の取組を行うことで全校児童に「いじめは絶対に許さない」という気持ちを高めさせる。
 - ③ 物を大切に扱う、整理整頓等、集団の中で皆が気持ちよく生活するための決まりを守り、その習慣を身に付けさせる。
- (3) 自尊感情・自己有用感の醸成
キャリア教育の視点を大切にし、人との関わりや生き方について考えさせ、より善く生きていこうとする意欲を高め、自らを高めようとする児童を育てる。
- (4) 教職員研修の充実
人権教育プログラム等を活用して、いじめ問題の理解と対応についての教員研修を通して、教職員の人権感覚や危機管理意識を磨く。
- (5) 情報収集・情報共有
保護者・地域等との情報交換を密にするために毎朝、学校長自ら通学路を歩き、児童の登校の様子を見たり、保護者や地域の方々と会話をしたりすることで様々な情報を収集し、教職員へ情報提供し情報共有を行う。
- (6) 組織的対応の充実1
生活指導夕会や生活指導全体会、特別支援教育教員研修や特別支援委員会等の開催により、変化する児童の心を見取り、その対応や指導・支援を適切に行う。また個別指導計画や学校生活支援シートに基づいて、児童の学びの特性に応じた指導・支援の充実を図る。
- (7) 組織的対応の充実2
情報交換を密にして、教職員が互いに児童と学級の情報を提供し合い、スクールカウンセラー、養護教諭・他学年担任、特別支援教室専門員、特別支援学級担任等と連携しながら、配慮を要する児童の指導には全員であたる。特別支援委員会を通して、「全教職員で児童を見守り、全教職員で児童を指導する」という理念の下、組織的な指導体制で指導・支援を進めていく。

地域の力！ 園芸ボランティア



第七小学校の教育活動は、たくさんの地域の皆様、PTAの皆様を支えられています。児童の登下校を見守る安全ボランティア、図書室の整理等を行う図書ボランティア、読み聞かせを行う読み聞かせボランティア、放課後算数教室の学習ボランティア等、多くのボランティアの方々が第七小学校の教育活動を支えてくださっています。

4月22日・水曜日、園芸ボランティアの方々が中庭で作業をしてくださいました。ありがとうございました。

プランターの植物を植え替えます。新しく種をまきます。一つ一つの作業を丁寧にやります。こうした丁寧な作業が、私たちの心を和ませる美しい花を咲かせることができるのだと思います。

園芸ボランティアの皆様、いつもありがとうございます。



遠足です！ 多摩動物公園



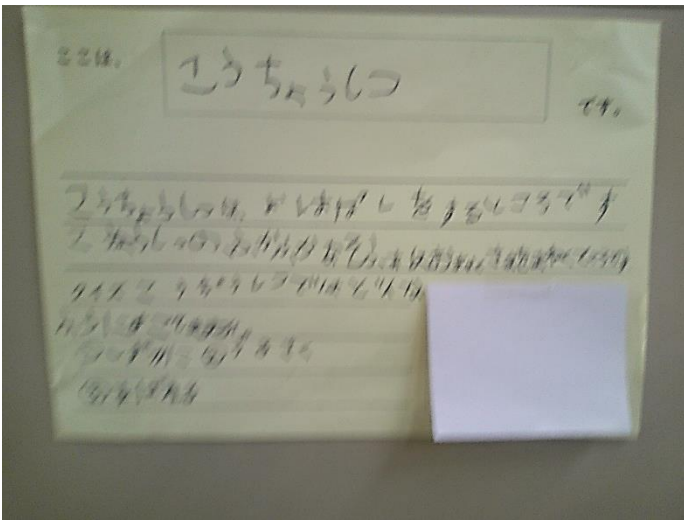
4月28日・火曜日、第2学年の子供たち（含：さくら学級）が遠足に行きました。多摩動物公園です。学校から駅までの歩き方、電車の中や園内でのマナー等、第2学年の子供たちはきちんとできていました。素晴らしかったです。

園内はグループ分かれて歩きました。ライオン、ゾウ、チーター、キリン等、たくさんの動物を見ることができました。昼食時間は、グループごとに仲良く、楽しく話しながら食べていました。

「あっ、コアラ！かわいいね！」
「全然動かないね。寝ているのかな。」
「いつ動くのかな？」

第2学年は1年間の学校生活の成果がきちんと表れていました。成長しています。

学校探検です！ キャリア教育



第七小学校では特色ある教育活動の一つとして、第1・2学年による学校探検を行っています。第2学年が第1学年をリードしながら校舎内を案内します。この日を迎えるために、第2学年の子供たちは事前にインタビューに取り組んでいました。「校長室では何をしているのですか?」「理科室には、どんなものがありますか?」第2学年の子供たちは、各教室や特別教室等に関するクイズを考えました。そのクイズを各教室や特別教室のドアに掲示し、学校探検をしながら第1学年にクイズを出していました。子供たちはみんな、すごく楽しそうな表情でした。第2学年はリーダーシップ、第1学年はフォロワーシップを学びます。学校探検は、キャリア教育の一環なのです。

委員会紹介！ 異学年交流・キャリア教育



第七小学校では毎週木曜日に児童集会を行っています。4月30日・木曜日の児童集会は「委員会紹介集会」でした。各委員会の委員長がプレゼンテーションソフトで委員会の紹介映像を作成しました。分かりやすく、見やすい映像となりました。素晴らしいです。

学習指導要領には委員会活動について以下のような文章が掲載されています。「異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題に解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、児童の資質・能力を育成することを目指す。」

- 児童が主体的に組織をつくる。役割分担をする。学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図る。
- 学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い、交流を図る。
- 学校行事の一部を担当したり、運営に協力したりする。

各委員会の委員の皆さん、1年間よろしくお願ひします。

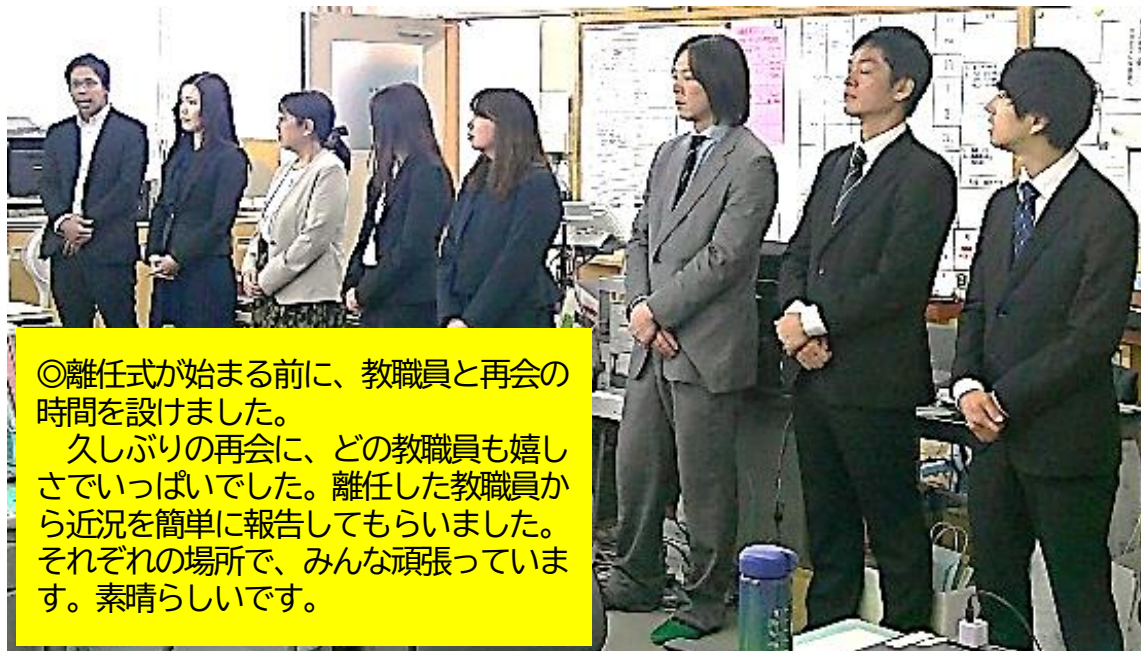


お帰りなさい！ 離任式



5月1日・金曜日、5校時に体育館で離任式を行いました。第七小学校では数年ぶりに離任式を行いました。今年の3月31日まで第七小学校に勤務されていた教職員の皆さんです。久しぶりに会う教職員との再会に子供たちも喜んでいました。

お世話になった方々にお礼の手紙を読みます。涙ぐむ子供たちもいました。教職員が話す言葉をじっと聞きながら、号泣する子供たちがたくさんいました。新しい環境で子供たちも頑張っています。離任された教職員の皆様のますますご活躍を願っています。ありがとうございました。



◎教職員と一か月ぶりの再会です。嬉しいひとときです。お帰りなさい。

◎離任式が始まる前に、教職員と再会の時間を設けました。

久しぶりの再会に、どの教職員も嬉しさでいっぱいでした。離任した教職員から近況を簡単に報告してもらいました。それぞれの場所で、みんな頑張っています。素晴らしいです。

環境を整える！ 水泳指導

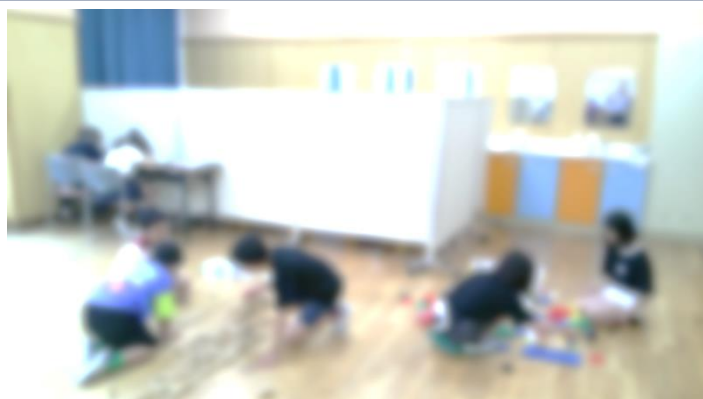


第七小学校では6月8日・月曜日から水泳指導を開始する予定です。

1年ぶりに使用するプールを水泳担当と管理職で点検・確認しました。

「常時閉める」「夏季水泳指導中は開ける」など様々なバルブがあります。その一つ一つを確認しました。水泳指導で一番大事なことは、子供たちが安全に、安心して水泳学習を行うことです。水の中は日常では味わえない経験ができます。「もぐる」「浮く」「回転する」「泳ぐ」…。子供たちが安全に、安心して、事故やケガもなく水泳学習に取り組めるように第七小学校は環境の準備を整えています。

居場所づくり！ 放課後子ども教室



第七小学校は放課後の児童の居場所づくりの事業として「放課後子ども教室」を行っています。放課後子ども教室推進委員会が中心となって行っている事業です（学校の教育活動ではありません）。

安全管理員さんが子供たちの活動を見守ったり、学習アドバイザーの方が子供たちに勉強を教えたりします。子供たちにとっては楽しい時間です。

放課後子ども教室は毎週（原則）、月・火・木・金の4日間行っています。校庭以外にも多目的室や体育館で活動することもあります。子供たちが安全に、安心して、思い切り活動できる居場所として「放課後子ども教室」があります。たくさんの子供たちに活用してほしいと願っています。

第1学年の子供たちは、6月から参加することができます。楽しみてくださいね。



ようこそ第七小学校へ！ 着任した教職員の挨拶

【●● ●●先生(1年2組担任)】

今年度、新規採用教員として第七小学校で働かせていただくこととなりました「●● ●●」です。子供たちの素敵な笑顔に負けないくらい、元気よく笑顔で頑張りたいと思います。子供たちと共に学び、大きく成長できるように頑張ります！よろしくお願いいたします。

【●● ●●先生(3年4組担任)】

●●●●●●●●から異動してきました。元気いっぱいのたくさんの子供たちと、楽しく学校生活を送り、共に成長していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【●● ●●(4年1組担任)】

●●●●から異動してきました「●● ●●」です。生まれ育った八王子市で、これからの社会を担う子供の教育に携わることができることを嬉しく思っています。子供たちのために尽力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【●● ●●先生(4年2組担任)】

今年度、新規採用教員として第七小学校に着任いたしました「●● ●●」と申します。子供たち第一をモットーに、子供たち一人ひとりの小さな成長や変化を大切に、心に寄り添いながら全力でサポートしてまいります。よろしくお願いいたします。

【●● ●●先生(5年1組担任)】

この度、●●●●●●●●より転任して参りました「●● ●●」です。挨拶が上手、歌をしっかりと歌う、話を真剣に聞く、子供たちの素敵さにもう魅了されています。子供たちと共に成長していくつもりで頑張ります。

【●● ●●先生(6年1組担任)】

●●●●●●●●から参りました「●● ●●」です。七小の元気な子供たちと共に過ごせることを嬉しく思います。子供たちの成長のため、尽力します。どうぞよろしくお願いいたします。

【●● ●●先生(さくら学級担任)】

●●●●より来ました「●● ●●」です。さくら学級の担任です。さくら学級や通常の学級の子供たちと楽しく元気に過ごしたいと思います。好きなことは、歌うこと、ピアノを弾くこと、バレーボールです。よろしくお願いいたします。

【●● ●●先生(習熟別指導担当)】

●●●●●●●●より転任して参りました。校内ですれ違ふと「おはようございます。」と元気に挨拶をしてくれる七小の子供たちから、いつもパワーをもらっています。子供たちがより成長できるようサポートしていきます。よろしくお願いいたします。

【●● ●●先生(第1学年 音楽科担当)】

出会ったばかりの七小の子供たちは、笑顔を元気がたくさんあります！ちょっと不安そうな顔の子供も。一人一人違う子供たちの安心と楽しく表現する姿を目指して、音楽の学習を通してたくさん会話していきたいと思ひます。

【●● ●●先生(第2学年 音楽科担当)】

この度縁あって、第2学年の音楽科を担当することになりました。七小は私の母校でもあり、数十年ぶりに戻ってこられたことを大変嬉しく思ひます。子供たちと一緒に、楽しい音楽を目指します。よろしくお願いいたします。

【●● ●●先生(第1学年 学年補佐)】

今年度、新規採用で学年補佐になりました梅です。第七小学校の子供たちが毎日、安全に、元気いっぱい笑顔で過ごせるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【●● ●●先生(巡回相談心理士)】

巡回相談心理士として、月に一回程度、第七小学校に通うことになりました。八王子は、おしゃれな街であり、高尾山や片倉城址公園など自然が豊かな場所でもあり、通うのが楽しみです。どうぞよろしくお願いいたします。